

第 1 章

インフラ長寿命化センターの活動概要

1.1 センターの概要

(1) 目的

センターは、本学部及び長崎大学並びに長崎県、国の関係機関等との連携のもと、道路、河川、港湾、電気、水道、ガスなどのインフラ構造物の長寿命化に関する研究及び地方自治体等への技術支援並びに学生に対する教育支援等を総合的に行うことにより、インフラ構造物の長寿命化を図るための研究拠点を形成することを目的とする。

(2) 業務

センターの上記の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- 1) インフラ長寿命化に特化した研究拠点形成に関すること。
- 2) 地方自治体等への技術支援等の地域貢献に関すること。
- 3) インフラ長寿命化に係る学生の教育支援に関すること。
- 4) その他センターの目的を達成するために必要な業務。

(3) 組織

平成 26 年度のインフラ長寿命化センター構成員を次に示す。

センター長	松田浩
副センター長	山下敬彦、中村聖三
I 部門 モニタリング・健全度診断	部門長：奥松俊博 勝田順一、田中俊幸、下本陽一、西川貴文 高尾雄二、出水享
II 部門 補修補強材料・工法	部門長：才本明秀 近藤慎一郎、田邊秀二、大嶺 聖
III 部門 マネジメント戦略	部門長：森田千尋 蔣宇静、冨田彰秀、山口朝彦、西田渉、 森山雅雄、杉本知史、安武敦子、高橋和雄 杉山和一、全 炳徳 若菜啓孝

(4) 審査委員会とその組織

センターの運営に係る具体的事項を審議するため、インフラ長寿命化センター審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。審査委員会は、次の委員をもって組織する。

- 1) センター長
- 2) 副センター長
- 3) 部門長
- 4) その他センター長が必要と認めた者

(5) 内規

(設置)

第1条 長崎大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）に、長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本研究科及び長崎大学並びに長崎県、国の関係機関等との連携のもと、道路、河川、港湾、電気、水道、ガスなどのインフラ構造物の長寿命化に関する研究及び地方自治体等への技術支援並びに学生に対する教育支援等を総合的に行うことにより、インフラ構造物の長寿命化を図るための研究拠点を形成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) インフラ長寿命化に特化した研究拠点形成に関すること。
- (2) 地方自治体等への技術支援等の地域貢献に関すること。
- (3) インフラ長寿命化に係る学生の教育支援に関すること。
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼務教員
- (4) 兼務技術職員
- (5) 協力教員
- (6) 協力技術職員
- (7) その他センター長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、本研究科の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、研究科長が選考し、命ずる。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(職員の任命)

第6条 第4条第2号から第7号の職員は、センター長の推薦に基づき、研究科長が命ずる。

(組織)

第7条 センターは、次に掲げる3部門で組織する。

- (1) モニタリング・健全度診断部門
 - (2) 補修補強材料・工法部門
 - (3) マネジメント戦略部門
- 2 部門に部門長を置き、センター長が指名する兼務教員をもって充てる。
 - 3 部門長は、当該部門における研究を統括するとともに、他部門との連携を図る。
 - 4 部門に部門員を置き、第4条第3号及び第4号に掲げる職員（第2項の規定により部門長となる兼務職員を除く。）を配置する。

5 部門員の配置は、センター長が行う。

(学外者の協力)

第8条 センターの業務を遂行するため、必要に応じ、学外者の協力を求めることができる。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの運営に係る具体的事項を審議するため、長崎大学大学院工学研究科インフラ長寿命化センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの部門長
- (4) 研究企画推進委員会委員長
- (5) その他研究科長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項第5号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第12条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(関係者の出席)

第13条 委員長が必要と認めたときは、委員会に構成員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第14条 センターの事務及び運営委員会の事務は、センターにおいて処理する。ただし、外部資金の取扱い等の事務は、工学部事務部において処理する。

(補則)

第15条 この内規に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

1.2 兼務教職員及びスタッフ

所 属	氏 名	役 職	分 野	
工学研究科工学領域	構 造 工 学	松 田 浩	教 授 (センター長)	持続可能社会創成分野
	電 気 電 子	山 下 敬 彦	教 授 (副センター長)	電気電子工学分野
	社会環境デザイン工学	中 村 聖 三	教 授 (副センター長)	持続可能社会創成分野
	社会環境デザイン工学	奥 松 俊 博	准 教 授 (第1部門長)	持続可能社会創成分野
	機 械 工 学	才 本 明 秀	教 授 (第2部門長)	人間環境科学分野
	構 造 工 学	森 田 千 尋	准 教 授 (第3部門長)	持続可能社会創成分野
	社会環境デザイン工学	蔣 宇 静	教 授	持続可能社会創成分野
	社会環境デザイン工学	彗 田 彰 秀	教 授	人間環境科学分野
	構 造 工 学	勝 田 順 一	准 教 授	機 械 科 学 分 野
	社会環境デザイン工学	大 嶺 聖	教 授	持続可能社会創成分野
	化 学 ・ 物 質 工 学	田 邊 秀 二	教 授	界面機能科学分野
	情 報 工 学	森 山 雅 雄	准 教 授	情報応用工学分野
	電 気 電 子	田 中 俊 幸	准 教 授	電気電子工学分野
	化 学 ・ 物 質 工 学	近 藤 慎 一 郎	准 教 授	材料創製科学分野
	機 械 工 学	下 本 陽 一	准 教 授	機 械 科 学 分 野
	社会環境デザイン工学	西 田 涉	教 授	人間環境科学分野
	機 械 工 学	山 口 朝 彦	准 教 授	機 械 科 学 分 野
	社会環境デザイン工学	杉 本 知 史	助 教	持続可能社会創成分野
	構 造 工 学	安 武 敦 子	准 教 授	人間環境科学分野
	社会環境デザイン工学	西 川 貴 文	助 教	持続可能社会創成分野
	高 橋 和 雄	名 誉 教 授		
	出 水 享	技 術 職 員		
教 育 学 部	全 炳 徳	教 授		
大学教育イノベーションセンター	若 菜 啓 孝	教 授	人間環境科学分野	
水産・環境科学総合研究科環境科学領域	高 尾 雄 二	教 授		
	杉 山 和 一	准 教 授		
インフラ長寿命化センター	上 阪 康 雄	産学官連携研究支援員	コンクリート工学・維持管理	
	松 村 恵 太 郎	産学官連携研究員	維 持 管 理	
	林 山 愛 弓	産学官連携研究員	維 持 管 理	
	小 島 健 一	産学官連携研究員	維 持 管 理	
	白 濱 敏 行	技能補佐員		
	藤 谷 光	技能補佐員		
	笹 村 拓 哉	技能補佐員		
	橘 勢 人	技能補佐員		
	松 永 佳 代 子	事務補佐員		
	山 下 朝 美	事務補佐員		
	村 上 え り	事務補佐員		

1.3 定例会議の開催

開催日	主な議題	人数
第1回 4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・認定後の活動内容変更に伴う 2008-2009 年度認定者の更新について ・認定後の活動内容変更に伴うポータルシステム修正について 	11名
第2回 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ I L E Mホームページ、パンフレットの作成について ・道守認定の更新について 	10名
第3回 6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・道守補後期、特定道守の募集等について ・長崎市との覚書に基づく人材育成等について 	9名
第4回 8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市との人材育成に関する特記仕様書と平成26年度予算 ・インフラ長寿命化センター兼務教員の拠出金に関する申し合わせ 	8名
第5回 10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」の紹介と道守の今後 ・特定道守のカリキュラム名称変更 	9名
第6回 11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ長寿命化のホームページのコンテンツ作成 ・平成26年度長崎市初級・中級インフラ研修計画と来年度の予算 	13名
第7回 12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度インフラ長寿命化センター報告書の作成について ・成果報告会の開催 	13名
第8回 3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・センター報告書作成について ・平成27年度の道守講座の計画について 	10名

1.4 平成 26 年度の活動概要

平成 26 年度の主な活動は以下のとおり。

(1) 道守養成ユニット事業

平成 26 年度道守養成ユニットは、道守補助員コース、前期（後期）道守補コース、特定道守コースの 3 コースの養成を行った。特に特定道守コースではたくさんの外部講師を迎え、2 回の特別講演を実施することが出来た。また、道守補助員コースでは、上五島、平戸、東彼杵で講習を行い、広範囲での養成活動ができた。**第 2 章参照**

(2) 長崎県の産業を支える人材育成事業

県立工業高校 3 校の建設・土木学科に在籍する生徒を対象に講義、点検演習、現場実習を行った。**第 3 章参照**

(3) 長崎市との連携の覚書の締結とインフラ研修等の実施

今年度、本センターは長崎市と「社会資本維持管理に関する覚書」を締結。土木部土木維持課の職員に対し、初級・中級インフラ研修を実施した。**第 4 章参照**

(4) JICA「ラオス人民民主共和国道路維持管理能力強化プロジェクト」研修

長崎大学は、国際協力機構（JICA）が主催する「ラオス国道路維持管理能力強化プロジェクト」に技術指導として参加しており、今年度は本センターと社会環境デザイン工学コースと共済で研修を開催した。このような研修を大学で主体的に受け入れ、実施することは非常にまれであり、大学組織がグローバルな技術教育を担う好例となった。**第 5 章参照**

(5) 「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進事業（長崎の地域特性を考慮したインフラ再生技術者育成のためのカリキュラム構築）」

本センターでは、企業、業界、自治体等の人材ニーズを踏まえたオーダーメイド型教育プログラムの開発及び、地域特性を考慮した学習環境を整えるための研究、開発を行っている。今年度はカリキュラム改善検討委員会を開催し、コンソーシアムにおけるカリキュラム検討WGと連携して、現在実施している道守カリキュラムの改善と、地域版学び直しプログラムの内容を検討した。**第 6 章参照**

(6) 広島大学オンサイトプロジェクト、市民シンポジウム in 長崎 2014、ながさき建設技術フェア

広島大学で開催された「たおやかで平和な共生社会創生プログラム」のメンバーがオンサイト見学に来校、道守ユニットの活動、軍艦島プロジェクト、遠隔振動モニタリングについての講義および橋梁見学を行った。市民シンポジウムでは広告及び会場運営を担当、センター長が基調講演を行い、パネルディスカッションにも参加した。県立総合体育館で開催された「ながさき建設技術フェア 2014」では佐賀大学と共同で開発した「棒型スキャナ」ほか、軍艦島 3D モデルのディスプレイなどを行った。**第 7 章参照**

(7) 諫早プロジェクト、軍艦島プロジェクト、国土交通省プロジェクト

今年度は、長崎市および諫早市より業務委託を受け、また国土交通省より研究助成を受け、新たに3つのプロジェクトを行った。第8章参照

(8) 広報活動

今年度は、センターのパンフレットを作成、活動等を広く知ってもらえるよう工夫した。また、Facebookの開設、ホームページの改良によってネットを活用した本格的な広報活動を開始した。第9章参照

(9) 外部資金への申請と採択状況

兼務教職員の外部資金調達状況等。第10章参照

(10) 研究業績

兼務教職員の研究業績等。第11章参照